

平成22年度第2回岐阜県入札監視委員会「入札制度改善会議」議事概要

平成22年12月17日（金）

議会東棟3階 執行部控室

「最低制限価格制度について」

- ・最低制限価格制度について、地方自治法施行令や公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を根拠とし、ダンピングによる下請けへのしわ寄せや手抜き工事の防止などの趣旨から県が導入していることは妥当である。
- ・最低制限価格の設定についても、全国的に採用されている中央公契連のモデルを採用し、建築工事においては全国的にみても県の水準は低い方であることから、妥当である。
- ・自由経済社会における競争の結果、非効率な事業者が市場から撤退していくのはやむを得ないが、この場合の競争はあくまでも公正なものでなければならない。
- ・公正な競争とは、商品やサービスの提供に本来必要とされるコストが正当に反映された価格によるものでなければならない。このような価格を下回る価格はダンピングに該当するおそれがある。
- ・従業員の生活を困窮におとしいれ、また、下請け事業者を極度に買いたたいたりして得られた入札価格は、商品やサービスの提供に本来必要とされるコストを反映したものということはできず、ダンピング価格に該当する。
- ・上記の考え方のもとに、最低制限価格制度を採用した県の現行制度について、特段、入札参加資格委員会に申し上げる意見はない。